

かかりつけ医と認知症疾患医療センターの 連携に関わる診療報酬について

柏崎厚生病院認知症疾患医療センターでは、認知症の鑑別診断、身体合併症や周辺症状への対応、専門医療相談などを行っております。ご心配な患者様がいらっしゃいましたらご相談ください。

かかりつけ医



柏崎厚生病院



▶ 認知症を疑う場合

①診療情報提供書 250点
+
認知症専門医療機関
紹介加算 100点

認知症の疑いがある患者の紹介

認知症療養計画書の提供

認知症専門診断管理料 1 700点
(1患者1回のみ算定可能)

{ 認知症の鑑別診断 }

紹介元の医療機関において、認知症の疑い患者を認知症疾患医療センターに紹介した場合、診療情報提供料(250点)に加え、認知症専門医療機関紹介加算(100点)が算定できます。

▶ 認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者の診療情報を提供する場合

②認知症療養指導料 1 350点
(6ヶ月に限り1回算定可能)
{ 認知症療養計画書に基づく
治療を行う }

診療情報を文書で提供

柏崎厚生病院
認知症疾患医療センター
TEL 0257-23-1234
FAX 0257-22-0115

紹介元の医療機関において、認知症疾患医療センターからの「認知症療養計画書」に基づき治療を行い、認知症疾患医療センターに診療情報を文書で提供した場合、認知症療養指導料(350点、治療開始月から6ヶ月を限度に、月1回に限り算定可能)を算定できます。別紙の「認知症療養評価書」をご利用ください。

▶ 認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者の症状が増悪した場合

③診療情報提供書 250点
+
認知症専門医療機関
連携加算 50点
(月1回算定可能)

病状増悪や再評価が
必要な状態

認知症療養計画書の提供

認知症専門診断管理料 2 300点
(3ヶ月に1回限り算定可能)

{ 療養方針の再評価 }

紹介元の医療機関において、すでに認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者の症状増悪時に紹介した場合、診療情報提供料(250点)に加え、認知症専門医療機関連携加算(50点)を算定できます。